

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 会津若松市

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.2 %
全職員	72.2 %

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	93.4 %
本庁課長相当職	97.1 %
本庁課長補佐相当職	98.4 %
本庁係長相当職	98.8 %

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.2 %
31～35年	96.1 %
26～30年	97.1 %
21～25年	93.3 %
16～20年	92.7 %
11～15年	91.0 %
6～10年	93.0 %
1～5年	99.2 %

#### 【説明欄】

- 育休取得職員を除く。
- 国等からの派遣職員及び割愛職員は、前歴の勤続年数を通算して算定している。
- 扶養手当の平均支給額は男性職員が多く、男性に対する女性の割合は38.1%である。
- 管理職手当の平均支給額は男性職員が多く、男性に対する女性の割合は31.8%である。
- 寒冷地手当の平均支給額は男性職員が多く、男性に対する女性の割合は73.9%である。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 会津若松市上下水道局

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.6%
全職員	76.3%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	-
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	-

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	98.6%
26～30年	92.6%
21～25年	-
16～20年	-
11～15年	89.0%
6～10年	94.8%
1～5年	89.0%

#### 【説明欄】

※育休取得職員は除く。  
※21～25年及び36年以上は、女性の該当者がいないため、公表なし。  
※16～20年は男性の該当者がいないため、公表なし。  
※役職相当職に女性の該当者がいないため、公表なし。  
※扶養手当の受給者は男性職員に多く、扶養手当の受給者に占める女性の割合は10.1%  
※管理職手当の受給者に占める男性の割合は100%。  
※男性の方が時間外勤務時間が長く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は52.2%となっている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。